

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第68号

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
(学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則 (令和 5 年 8 月規則第 18 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 附 則<br>1、2 [略]<br>(学校給食費の徴収に関する特例)<br>3 当分の間、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)及び <u>特別支援学校の中学部</u> で実施する学校給食に係る学校給食費の額は、第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する額の半額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 | 附 則<br>1、2 [略]<br>(学校給食費の徴収に関する特例)<br>3 当分の間、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)で実施する学校給食に係る学校給食費の額は、第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する額の半額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 |

4、5 [略]

6 当分の間、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の小学部の児童の学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童の属する世帯が生活保護法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間又は学校給食を受ける児童の保護者等が学校給食法第12条第2項に規定する学校給食費の全部又は一部の補助を受けている期間におけるものは、この限りでない。

別表第1（第2条関係）

| 区分                                  | 学校給食費の額<br>(1日あたり) |
|-------------------------------------|--------------------|
| 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童             | 357円               |
| 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の幼児、児童及び生徒   | 357円               |
| 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒<br>(主食・副食分) | 356円               |

4、5 [略]

別表第1（第2条関係）

| 区分                                  | 学校給食費の額<br>(1日あたり) |
|-------------------------------------|--------------------|
| 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童             | 324円               |
| 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の幼児、児童及び生徒   | 324円               |
| 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒<br>(主食・副食分) | 317円               |

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
|-----|-----|-----|-----|

(学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和6年3月規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 附 則  | 附 則   |
| 1 [略]<br>(経過措置)  | 1 [略]<br>(経過措置)   |
| 2 この規則による改正前の神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、令和6年度分 <u>から令和8年度分までの</u> 学校給食費(学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間若しくは学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の保護者等が学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている期間に | 2 この規則による改正前の神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、令和6年度分 <u>及び令和7年度分の</u> 学校給食費(学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間若しくは学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の保護者等が学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている期間にお |

おけるもの又は幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものに係るものを除く。)については、なお効力を有する。

けるもの又は幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものに係るものを除く。)については、なお効力を有する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。